

浸水防止対策事業補助金の手続きの流れ

台風や大雨等による浸水被害を防止又は軽減するため、建物の浸水防止対策工事を実施される方に対し、工事費の一部を補助します。



1. 対象建物等

- 住宅等：一戸建の住宅及び併用住宅、長屋及び共同住宅その他これらに類するもの。
- 事務所等：事務所、店舗、工場その他これらに類するもの。
- 継続的に居住又は業務で使用されていること。
- 売買の目的で所有する住宅又は事務所等でないこと。

2. 対象区域

- 過去に浸水による被害のあった区域
- 茂原市洪水ハザードマップ又は内水ハザードマップにより浸水が想定される区域

3. 対象者

- 現に居住及び使用する所有者又は使用者であること。
- 使用者であっては、所有者の工事承諾を得ること。
- 市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4. 対象工事

- 止水壁：敷地への浸水を防止又は軽減する効果が認められる浸水に耐える、構造の工作物を設置する工事
- かさ上げ：現に使用する建物等の解体又は当該敷地外への移転をしないで、建物等の基礎及び床面を既存の高さよりも高くする工事
- 盛土：現に使用する建物等を解体して、同一の敷地内又は対象区域内において、新築又は増改築をし、かつ、当該建物等に係る敷地の盛土を行う工事
- 止水板：建物又は敷地への浸水を防止又は軽減する効果が認められる、浸水に耐える材質で取り外し、又は移動可能な防水板を設置する工事
- 耐水住宅：現に居住する住宅を解体して、同一の敷地内又は対象区域内において、浸水を防止又は軽減する効果が認められる住宅を新築又は増改築する工事
- 設備機器かさ上げ工事：給湯器、エアコン、温水器等の設備機器を既存の高さよりも高くする工事（機器本体の交換を除く）

5. 補助金額

- ◆ **上限 50 万円 ※設備機器かさ上げ工事は上限 10 万円**
- ◆ 補助対象事業に要した経費の 2 分の 1 に相当する額以内（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

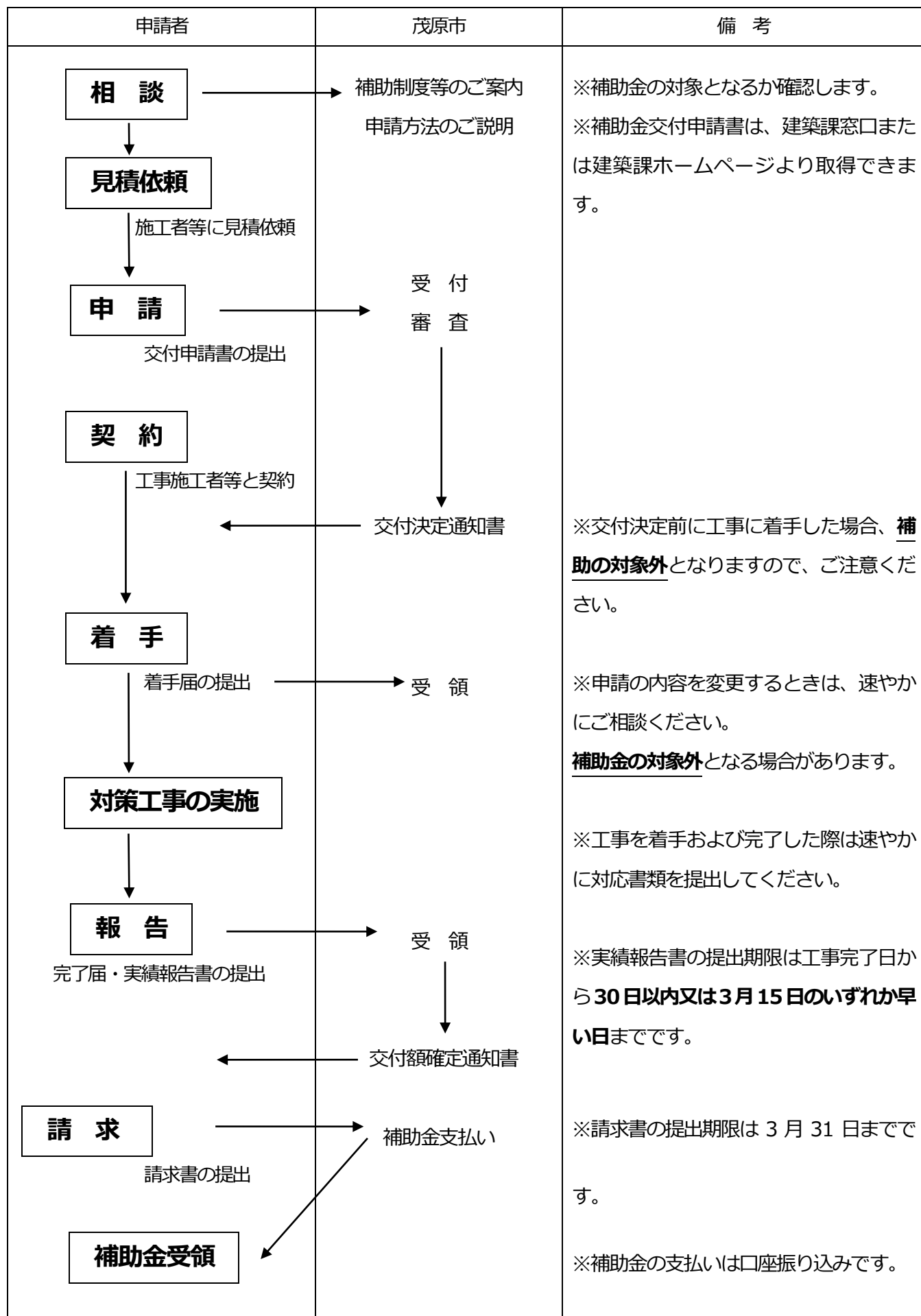
6. 対象とならないもの

- 空き家、空き店舗及び売買物件など、現に使用していない建物等を実施するもの
- 申請前に工事に着手(完了含む)しているもの
- 浸水に耐える構造でないもの
- 建築基準法その他関係法令等に適合していないもの
- 高さ要件に該当していないもの
- 申請年度内(当該年度の 3 月 15 日まで)に完了する見込みの無いもの
- 建物以外に浸水対策を行うもの(倉庫、駐車場などの用途のもの、給湯器などの設備機器)
- 既存の浸水防止対策設備を改修するもの
- 近隣に土砂や水の流出、その他悪影響を及ぼす恐れのあるもの

7. お問合せ先

- ◆ 問合せ先：茂原市役所建築課
電話 0 4 7 5 - 2 0 - 1 5 8 8
FAX 0 4 7 5 - 2 0 - 1 6 0 6
- ◆ 申込方法：補助金交付申請書に必要書類を添えて提出（1部）
- ◆ 申込場所：茂原市役所都市建設部建築課窓口（8階）

手続きの流れ



■申請される方へ

- ・書類に不備がある場合又は要綱に違反した場合には、交付を取り消す場合があります。

■補助金交付申請書・実績報告書の作成上の留意点

◇補助金の交付申請について

- ・補助金の交付を受けようとする方は浸水防止対策工事に着手する前に、「茂原市浸水防止対策事業補助金交付申請書」(第1号様式)に次の書類を添付して提出して下さい。

- 誓約書(第2号様式)
- 建物等が対象区域にあることを示す書類(建物等の位置図及び過去に浸水被害が発生した区域であれば罹災又は被災証明書の写し等)
- 工事見積書の写し
- 工事前の状態を示す現地写真(建物等の全景及び工事予定箇所の写真)
- 浸水対策の効果及び浸水に耐える構造を示す書類(構造及び高さがわかる工事図面、製品仕様書等)
- 建築基準法(昭和25年法第201号)第6号又は第6条第2項による申請及び確認を伴う場合は確認済証の写し
- 所有者であることを示す書類(登記事項証明書又は固定資産評価証明書等。事業者にあつては法人登記簿謄本等)
- 使用者にあつては、使用者であることを示す書類(住民票等。事業者にあつては法人登記簿謄本等。借家等にあつては賃貸借契約書の写し等)
- 使用者にあつては、所有者の工事承諾書(第3号様式)
- 市税等の滞納がないことを証する書類
- 管理組合にあつては構成員による申請の同意を示す書類及び規約等
- その他市長が必要と認める書類

◇着手届について

- ・浸水防止対策工事に着手するときは、「茂原市防止浸水対策補助金着手(完了)届」(第7号様式)を提出して下さい。

◇完了届について

- ・浸水防止対策工事に着手するときは、「茂原市防止浸水対策補助金着手(完了)届」(第7号様式)を提出して下さい。

◇実績報告について

・浸水防止対策工事が完了したときは、「茂原市浸水防止対策事業補助金実績報告書」（第8号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。工事を完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早いまでに提出して下さい。

- 工事に係る契約書、請書又は見積書の写し
- 工事に要した費用の支払い状況を示すものの写し（領収書等）
- 完了時に不可視部分となる場合にあっては工事中の写真（主要な構造部の内容が分かる写真）
- 工事完了後の写真（建物等の全景及び工事箇所の高さの分かる写真）
- その他市長が必要と認める書類

◇請求書について、

・補助金確定通知を受けたときは、「茂原市浸水防止対策事業補助金交付請求書」（第10号様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- 交付決定通知書及び確定通知書の写し

■申請内容の変更等

・申請の内容を変更又は取下げようとするときは、「茂原市浸水防止対策事業補助金交付変更承認申請書」（第5号様式）に変更内容を示す書類を添えて速やかに提出して下さい。

申請書等の入手・お問い合わせ先

（申請書等の入手）

下記担当部署で入手できるほか、茂原市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

（お問い合わせ）茂原市役所都市建設部建築課 TEL: 0475-20-1588 FAX :0475-20-1606



二次元コード